

===== 投 稿 規 定 =====

1. 投稿は会員に限る。ただし編集委員会が依頼するものについては、この限りでない。
2. 原稿は論文、速報、総説、研究・技術資料、記録、抄録、雑録、新刊紹介、掲示板とし、論文、速報、総説は未発表のものに限る。
3. 論文は研究論文と技術論文に区分する。
4. 原稿は和文または英文とする。
5. 著者は、当該研究における利益相反の状態について原稿内に記載する。
6. 論文、速報、総説については査読を行う。
7. 原稿の採否は、編集委員会が決定する。
8. 原稿の長さは、すべてを含む刷り上がり、総説は 12 ページ以内、論文、研究・技術資料は 8 ページ以内、速報、記録、抄録は 6 ページ以内、雑録、新刊紹介、掲示板は 2 ページ以内とする。なお、編集委員会が認めた場合、この限りではない。(2500 字／ページを目安とする。)
9. 原稿は、執筆要領による。
10. 著者校正は原則として初校に限り、誤植の訂正にとどめる。
11. 論文、速報、総説、研究・技術資料については掲載料を請求する。原稿の種類にかかわらず別刷りを50部単位で購入できる。
12. 著者は、編集委員会に、掲載された記事の訂正または撤回の申し立てをすることができる。訂正または撤回に関する記事の掲載可否については、編集委員会で検討し、決定する。
13. 原稿の送付その他編集についての問い合わせ先は編集部とする。

(2021年 3 月 26 日改定)

(2022年 4 月 3 日改定)

(2025年 3 月 23 日改定)

===== 著 作 権 規 定 =====

第1条 森林利用学会(以下本学会)の刊行物に掲載された著作物の著作権は本学会に帰属する。

但し、著者本人の利用についてはこれを妨げない。

第2条 本規定の改正には理事会での議決を必要とする。

第3条 本規定は2007年4月4日から施行する。